発議第３号

福岡県政に対する信頼の回復と県議会改革を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和８年９月２４日

提出者　筑紫野市議会議員　髙　原　良　視
賛成者　筑紫野市議会議員　横　尾　秋　洋
〃　赤　司　泰　一
〃　八　尋　一　男
〃　城　　健　二
〃　前　田　倫　宏
〃　楢　木　孝　一
〃　赤　司　祥　一
〃　上　村　和　男
〃　辻　本　美惠子
〃　西　村　和　子
〃　段　下　季一郎
〃　吉　村　陽　一
〃　春　口　あかね
〃　坂　口　勝　彦
〃　宮　﨑　吉　弘
〃　山　本　加奈子
〃　田　中　　允
〃　古　賀　新　悟
〃　佐々木　忠　孝

福岡県政に対する信頼の回復と県議会改革を求める意見書

福岡県及び福岡県議会をめぐっては、海外活動に係る多額の公費支出の在り方、県議会正副議長の選任をめぐる金銭授受疑惑、議員連盟等の任意団体に対する補助金、県執行部と県議会との関係など、県政に対する県民の信頼を大きく揺るがす事態が相次いでおり、これまでの慣習・慣行を含め、県議会と県執行部との関係の在り方そのものが厳しく問われている。

地方自治は、住民から直接選挙された首長と議会が、それぞれの権限と責任のもと、適切な緊張関係を保ちながら住民福祉の向上を図る二元代表制を基本としている。市町村においても、福祉、防災、子育て、教育をはじめ、多くの行政分野で福岡県と連携しながら市民生活を支えており、県政に対する県民の信頼が損なわれることは、県のみならず、県内市町村を含む地方自治全体に関わる重大な問題である。

福岡県議会においては、金銭授受疑惑について、地方自治法第 100 条の 2 の規定に基づき、外部の専門家による客観的かつ公正な調査を行うことが決定されている。また、政治倫理に関する制度の整備、海外活動の新たな基準づくり、議員連盟への補助金の廃止及び活動の検証、県議会と県執行部との関係の見直しなど、信頼回復に向けた取組が進められている。

しかしながら、県民の疑念を払拭し、県政への信頼を回復するためには、個別の事案について事実関係を明らかにするだけでなく、その背景にある制度、慣習・慣行及び組織の在り方にまで踏み込み、聖域を設けることなく検証し、実効性ある再発防止策と恒久的な改革につなげることが必要である。

よって、筑紫野市議会は、福岡県及び福岡県議会に対し、県民の疑念を払拭し、県政に対する信頼を回復するため、次の事項について誠実かつ速やかに取り組むよう強く求める。

記

1. 金銭授受疑惑をはじめとする一連の問題について、第三者委員会による徹底的な調査・検証を行い、事実関係及び経緯を明らかにするとともに、その結果を速やかに県民に分かりやすく公表し、十分な説明責任を果たすこと。また、その結果を踏まえ、責任の所在を明確にし、厳正かつ適切な措置を講じること。

2. 海外活動をはじめとする公費支出について、その目的、必要性、参加人数、経費及び成果を厳格に検証し、社会情勢を踏まえ、県民の理解が得られる明確かつ適正な基準を設けるとともに、支出内容、活動内容及び具体的な成果を県民が容易に確認し、費用対効果を検証できるよう情報公開を徹底すること。

3. 県議会と県執行部との間に長年存在してきた慣習・慣行について徹底的に検証し、県民の疑念を招くおそれのある慣習・慣行については、聖域を設けることなく廃止又は是正し、二元代表制の趣旨に則った、公正かつ健全な緊張関係を再構築すること。

4. 一連の問題への対応を一時的なものに終わらせず、政治倫理の確立、第三者委員会による検証、情報公開の徹底等、実効性ある再発防止策及び県議会改革を着実に進め、必要な事項を条例、規則等に明文化し、県政に対する県民の信頼回復に全力を尽くすこと。